

令和7年9月19日

回答書

令和7年9月12日付で提出があった燃やさないごみの選別・資源化業務委託プロポーザル募集要項に関する質問書に対して、次のとおり回答します。

項番	質 問 内 容	回 答
1	小型充電式電池類の集積所回収について 2025年4月15日付環境省通知において、家庭から排出されるリチウム蓄電池等は集積所（ステーション、戸別）での回収を基本とする方向性が示されましたが、台東区様ではリチウムイオン電池を含む小型充電式電池類を、燃やさないごみとして集積所回収を行う予定ですか？ 行う場合、それはいつから開始されますか？	リチウムイオン電池等の小型充電式電池や小型充電式電池を内蔵した小型家電について、燃やさないごみとして回収を行う予定ではありますが、具体的な回収方法については現在検討中です。 また、開始時期につきましても、本プロポーザルにおける優先交渉権者決定後に調整する予定です。
2	指定再資源化製品の事業者回収と、集積所回収の優先順位、位置付けについて 上記の環境省通知の一方で、モバイルバッテリー、スマートフォン、加熱式たばこの3品目が来年4月から指定再資源化製品に指定され、製造・販売事業者による回収が義務化される見通しとなっています。これらの事業者による回収に実効性を持たせるためには、上記の環境省通知に基づく集積所回収は安易に進めるべきではないという考え方もありますが、指定再資源化製品の事業者回収と、環境省通知に基づく集積所回収の相互の位置付けや優先順位について、台東区様の方針や考え方をお示してください。	現在、資源の有効な利用の促進に関する法律にて定められている指定再資源化製品や指定再資源化製品を部品として使用する製品は、原則製造メーカーや販売店等の回収に出すよう案内しております。 新たに指定再資源化製品に指定される品目につきましても、同様の案内を行うことが想定されますが、今後の国からの通知や動向を見据えながら調整を図っていきます。